

【中学校生活の約束】

1 登下校について

- (1) 7時55分までに登校し、8時までにカバン等を整理して自分の席に着く。(登校時の服装は制服とする。)
- (2) 登校後は無断で外出しない。
- (3) 放課後残る場合は先生の許可を得る。
- (4) 下校時の服装は制服か学校指定のジャージ(夏季は半そで・ハーフパンツとする。)

2 服装等について

〈制服等〉

- (1) 本校で定めた制服を着用する。
- (2) 上着の胸ポケットにエンブレムを縫いつける。
- (3) 制服の下には、白ワイシャツ(開襟シャツは不可)を着用する。
- (4) ワイシャツになじむ肌着を着用する。(色は白や紺、胸にワンポイント程度が好ましい。)
- (5) スラックスの場合にはネクタイ、スカートの場合はリボンを身につけることを基本とする。
- (6) スカートの長さは、ひざがかくれる程度とする。
- (7) 靴下は、白、グレー、紺、黒を着用する。(ワンポイントのものはできるだけ同系色のものとし、くるぶしが隠れる程度の長さが好ましい。)
- (9) 制服の下に紺、白、黒、グレーのセーター、カーディガン、ベストを着用してもよい。(制服からだらしなく出さないこと)。
- (10) ベルトの色は、黒、茶、紺とする。(派手な柄のものや、鉢のついたものは認めない。)

〈夏服〉

- (1) 夏服指定期間は、本校で定めた夏服を着用する。
- (2) 長袖・半袖の白ワイシャツを着用する。(裾丈が短くてズボンに入らないものは不可)

〈その他〉

- (1) カバンは本校で定めたものとする。

- (2) 上履きは本校で定めたものとする。
- (3) 下履きは白色の運動靴（外で運動するのにふさわしいもの）とする。※ 雨や雪の日は長靴等でもよい。
- (4) 冬季のコート・マフラー・手袋等は着用してもよいが、朝、教室に入ったら脱ぎ、帰りの学活後に着るようにする。
- (5) 冬季には防寒を目的として、黒または肌色のタイツ・ストッキング等を着用してもよい。

(

〈頭髪等〉

- (1) 前髪が目にかかるような時には、髪色になじむ色のピンで留めるようにする。
- (2) パーマ、カール、毛染め「脱色等」は認めない。（黒染めや縮毛矯正については、必要だと思われる場合にのみ、学校に相談する。）
- (3) 髪の毛を固めたり、べたつかせたり、むやみに立たせたりしない。（あくまでも自然に）
- (4) 派手なカットは認めない。
- (5) 眉毛を不自然に細くしたり、薄くしたりしない。
- (6) 化粧、ピアス等はしない。
- (7) 制汗シートや日焼け止め等は、無香料のものとする。

3 生活全般について

- (1) ゲームセンターやカラオケボックス等の出入りは保護者同伴とする。
- (2) 学用品以外は学校を持ってこない。（携帯電話、マンガ本、ゲーム、音楽プレーヤー等）
- (3) 貵重品を持ってきたときは、担任に預ける。
- (4) 金銭の貸し借りや物品の売り買いは絶対にしない。
- (5) 夜間の外出や友達の家への外泊は絶対にしない。
- (6) 法に違反する行為等は絶対にしない。
- (7) 中庭の上履きでの使用は認めない。（使用の場合は外履きに履き替える。）
- (8) **SNS を利用する際は、きまり（※1、※2）を守り、正しく安全に利用すること。**

一度、記載したものは完全削除できません。一生後悔することにもなります。

※1 (スマホ・ネット利用の) ちょっと待って!の5か条
《出典:「スマホ時代のキミたちへ (小中学生用)」

【文部科学省】》

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2017/sutyuu_smp2017.htm

- | | |
|-----|------------------------|
| 第1条 | マナーを守ろう! |
| 第2条 | 人を傷つけないか送信前に見直そう! |
| 第3条 | 個人情報(写真を含む)を載せない、送らない! |
| 第4条 | ネットで知り合った人と直接会わない! |
| 第5条 | 使いすぎないようにけじめをけて! |

※2 【スマホの約束6か条】

『あとがこわい』 福島県警察署少年課作成

あ:会わないで! (知らない人と) こ:個人情報を載せないで!

と:撮らないで! (自分の裸を) わ:悪口を書き込まないで!

が:画像を送らないで! い:いじめないで! (ネットを使って)